

第8章 環境保全のための措置

第8章 環境保全のための措置

「第7章 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果」において、予測・評価を行う上で検討した環境保全措置は表 8-1に示すとおりです。

表 8-1(1) 予測・評価を行う上で検討した環境保全措置

環境要素		環境保全措置
大気質	工事の実施	●建設機械の稼働に伴う粉じん等 ・工事に際し散水を行うことにより、粉じん等の発生・飛散を抑制します。 ・事業計画地は仮囲いを行い、粉じん等の飛散を抑制します。
		●資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行に伴う粉じん等 ・工事の工程を調整し、工事用車両台数の平準化を図ります。 ・工事用車両が工事区域外へ出る場合、タイヤ洗いでタイヤ等に付着した泥を除去することにより、粉じんの発生を抑制します。 ・制限速度の遵守を運転手に指導します。
		●建設機械の稼働に伴う窒素酸化物・浮遊粒子状物質 ・建設工事に際しては、大気汚染負荷の少ない工法を採用します。 ・排出ガス対策型建設機械を導入します。 ・作業計画の検討により、建設機械の同時稼働台数をできるだけ少なくします。 ・作業待ち時間等の待機時間におけるアイドリングストップを徹底します。
		●資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行に伴う窒素酸化物・浮遊粒子状物質 ・工事関係車両は、幹線道路の走行、走行台数の抑制、適正走行等の運行管理を行います。 ・工事の工程を調整し、工事用車両台数の平準化を図ります。
	施設の供用	●廃棄物の搬出入に伴う粉じん等 ・ごみの減量化を進め、廃棄物運搬車両等の運行台数を減らします。 ・廃棄物運搬車両等の運行においては、制限速度の遵守を運転手に指導します。
		●施設の稼働に伴う排出ガス ・現南工場よりも高度な排ガス処理技術を採用し、有害物質の排出濃度を低減します。 ・施設の維持管理を適正に行い、可能な限り有害物質の排出濃度を低減します。
		●廃棄物の搬出入に伴う窒素酸化物・浮遊粒子状物質 ・ごみの減量化を進め、廃棄物運搬車両等の運行台数を減らします。 ・廃棄物運搬車両等の運行においては、制限速度の遵守や急発進・急停止等の回避を運転手に指導します。

表 8-1(2) 予測・評価を行う上で検討した環境保全措置

環境要素		環境保全措置
騒音	工事の実施	●建設機械の稼働に伴う騒音 ・建設機械は、低騒音型の機種を選定します。 ・工事の際は、工事区域の周囲に仮囲い（高さ2mを想定）を設置します。また、解体工事の際は、防音シート等を設置します。 ・可能な限り低騒音工法を採用し、工事工程及び工事工法について十分に検討を行い騒音に配慮したものとしします。 ・建設機械の集中稼働を避け、建設機械の効率的な利用を行います。 ・建設機械の整備、点検を徹底します。 ・建設機械のアイドリングストップを徹底します。
		●資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行に伴う騒音 ・工事工程等を検討し、工事用車両の台数を平準化します。 ・工事用車両は、可能な限り低公害車両を使用します。 ・不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底します。 ・工事関係者の通勤車両台数を減らすために、通勤車両の相乗りを行います。
	施設の供用	●施設の稼働（機械類の稼働）に伴う騒音 ・設備機器類は、建屋内への配置を基本とします。 ・低騒音型の機器を選定するほか、騒音対策を要する設備機器については、専用の区画した部屋への収納や、吸音材を設置します。 ・設備機器の整備、点検を徹底します。
		●廃棄物の搬出入に伴う騒音 ・制限速度の遵守や急発進・急停止等の回避を運転手に指導します。 ・ごみの減量化を進め、廃棄物運搬車両等の運行台数を減らします。 ・一定時間に集中しないように搬入時間の分散を行います。 ・場内の車両の走行は、徐行とします。 ・廃棄物運搬車両等の整備、点検を徹底します。
振動	工事の実施	●建設機械の稼働に伴う振動 ・建設機械は、低振動型の機種を選定します。 ・可能な限り低振動工法を採用し、工事工程及び工事工法について十分に検討を行い振動に配慮したものとしします。 ・建設機械の集中稼働を避け、建設機械の効率的な利用を行います。 ・建設機械の整備、点検を徹底します。
		●資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行に伴う振動 ・工事工程等を検討し、工事用車両の台数を平準化します。 ・工事用車両は、可能な限り低公害車両を使用します。 ・不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底します。 ・工事関係者の通勤車両台数を減らすために、通勤車両の相乗りを行います。
	施設の供用	●施設の稼働（機械類の稼働）に伴う振動 ・低振動型の機器を選定します。 ・振動源となる機器は、堅牢な機械基礎上に設置します。 ・特に振動が大きな機器は、防振基礎構造を採用し、振動の伝搬を防止します。 ・蒸気タービン発電機については、独立した基礎構造の上に設置します。 ・設備機器の整備、点検を徹底します。
		●廃棄物の搬出入に伴う振動 ・制限速度の遵守や急発進・急停止等の回避を運転手に指導します。 ・ごみの減量化を進め、廃棄物運搬車両等の運行台数を減らします。 ・一定時間に集中しないように搬入時間の分散を行います。 ・場内の車両の走行は、徐行とします。 ・廃棄物運搬車両等の整備、点検を徹底します。

表 8-1(3) 予測・評価を行う上で検討した環境保全措置

環境要素		環境保全措置
悪臭	工事の実施	●建設機械の稼働に伴う悪臭 ・現南工場の運転停止後、ごみピット・灰ピット等の清掃・洗浄を実施し、悪臭の発生源を除去します。 ・工事中に硫化水素等の臭気を感知した際は、適切な処置を講じます。
	施設の供用	●施設の稼働に伴う悪臭（排出ガス） ・燃烧用空気に含まれる臭気成分は、焼却炉内で燃烧分解させることにより、煙突からの臭気拡散を防止します。 ●施設の稼働に伴う悪臭（機械類の稼働） ・ごみピット内の空気を焼却炉内へ吸引し、負圧に保つことにより臭気の漏洩を防ぎます。 ・ごみピット区画を外気と遮断できるような建築構造とし、気密性の高い構造で防臭区画を設置するとともに、ごみピットとプラットホームを投入扉で区画することで外部への臭気漏洩を防ぎます。 ・プラットホーム出入口には、自動開閉式の扉を設けるとともに、エアカーテンを設置し、外部への悪臭の漏れを防止します。 ・整備休炉等の焼却炉停止中は、脱臭装置により、ごみピット内の臭気を吸引し、外気に対して内部を負圧とすることで、ごみピット外部への臭気漏洩を防ぎます。脱臭装置で吸引した臭気は、脱臭装置内の活性炭等により吸着・除去します。
地下水汚染	工事の実施	●建設機械の稼働に伴う地下水汚染 ・事業計画地の一部に地下水汚染及び土壌汚染があるものとみなし、土壌汚染対策法等の関係法令やガイドライン等に基づき、必要な届出及び適切な対応を講じます。 ・事業実施者が作成する施工計画について、地下水汚染による影響が生じることのないよう、土壌汚染対策法等の関係法令やガイドライン等を踏まえた適切な施工計画となっている事を確認します。
土壌汚染	工事の実施	●建設機械の稼働に伴う土壌汚染 ・事業計画地の一部に土壌汚染があるものとみなし、土壌汚染対策法等の関係法令やガイドライン等に基づき、必要な届出及び適切な対応を講じます。 ・事業実施者が作成する施工計画について、土壌汚染による影響が生じることのないよう、土壌汚染対策法等の関係法令やガイドライン等を踏まえた適切な施工計画となっている事を確認します。
日照障害	施設の存在	●施設の存在に伴う日照障害 ・日影の影響が小さくなるよう、可能な限り建物等の形状、高さ等について配慮します。 ・建築物は、可能な限り敷地境界からの距離を設けます。
景観	施設の存在	●施設の存在に伴う景観 ・「広島市景観計画」（リバーフロント地区）に配慮し、周辺環境との調和した意匠・形態を考慮した「水の都ひろしま」に相応しい外観・修景とします。 ・計画建物は周辺景観との調和・連続性に配慮したデザイン、高明度、低彩度色を基調とした色彩とするとともに、可能な限り周辺に対し圧迫感を与えない外観とします。 ・敷地内外構は植栽等により自然環境や周辺との調和に努めるとともに、維持管理に支障のない場所・範囲で屋上等の緑化を行います。
人と自然との触れ合いの活動の場	工事の実施	●建設機械の稼働に伴う人と自然との触れ合いの活動の場 ・利用制限の時期や内容、周辺の利用可能な公園について事前に周知を図ることで、市民の公園利用の機会の確保に努めます。 ・工事の実施段階で、工事ヤードを最小限の範囲とします。

表 8-1(4) 予測・評価を行う上で検討した環境保全措置

環境要素		環境保全措置
廃棄物等	工事の実施	●廃棄物等の発生（解体工事） ・解体工事においては「建設工事に係る再資源化等に関する法律」を遵守し、発生した廃棄物は、徹底分別を実施し、再資源化します。 ・上記の環境保全措置を実施した上でやむを得ず発生した廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、適切に処理します。
		●廃棄物等の発生（建設工事） ・建設工事（造成工事及び建築工事）に使用する建設資材（コンクリート型枠等）は、可能な限り再使用し、木くず発生を抑制します。 ・建設工事（造成工事及び建築工事）に使用する資材・機材等については、業者と調整し、省梱包化を図り、廃棄物発生量を抑制します。 ・建設資材は、再資源化しやすいものを使用し、解体時の廃棄物発生量を抑制します。 ・建設工事（造成工事及び建築工事）は、「建設工事に係る再資源化等に関する法律」を遵守し、発生した廃棄物は、徹底分別し、再資源化します。 ・建設発生残土は、埋戻し、盛土用の土として再利用します。 ・上記の環境保全措置を実施した上でやむを得ず発生した廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、適切に処理します。
	施設の供用	●廃棄物の発生 ・燃焼管理により焼却灰や集じん灰の発生を抑制します。 ・焼却灰については、最終処分基準を設定し、集じん灰に含まれる重金属類は、薬剤固化等により溶出防止の処理を行ったのち搬出を行います。 ・焼却灰からの鉄くずの回収を行い、再資源化することで廃棄物発生量を抑制します。 ・上記の環境保全措置を実施した上でやむを得ず発生した廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等を遵守し、適切に処理します。
温室効果ガス等	施設の供用	●施設の稼働に伴う温室効果ガス等 ・ごみ焼却に伴い発生する余熱を有効に利用するため、高効率の熱回収・発電設備を採用します。回収した余熱については、高温・高圧蒸気として回収し、発電電力は場内及び東雲屋内プール等で利用し、余剰分は電力会社等へ売却します。また、現南工場と同様に場内給湯や東雲屋内プールの熱源として余熱利用を行います。これらを通じて低炭素化社会の実現に向けて貢献します。 ・施設に採用する機器については、積極的に省エネルギー型の採用に努めます。 ・事業計画地に植栽を実施し、緑地をできる限り確保するように努めます。